

新	旧
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 都市公園内の集会所の設置は、その設置に相当の理由があり、公園施設として、都市公園の全体計画及び景観への配慮がなされ、かつ、当該都市公園の機能の増進に資すると認められる場合に限り許可するものとする。</p> <p>(設置対象公園)</p> <p>第4条 集会所の設置を認めることができる都市公園は、住区基幹公園又は都市緑地のうち、面積が<u>5,000平方メートル</u>を超えるものとする。ただし、次に掲げる場合は認めないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(設置に関する調整)</p> <p>第8条 複数の自治会等の区域に接する都市公園又は都市公園の利用圏と自治会等の区域が一致しない都市公園に集会所を設置しようとする場合は、法第5条第1項の規定による設置許可の申請をする前に集会所の設置の許可を受けようとする者が<u>周辺の自治会等に対して十分な周知を行い、その意見を検討の上、反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、法第5条第1項後段の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする場合について準用する。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 都市公園内の集会所の設置は、その設置に相当の理由があり、<u>やむを得ないと認められるもので</u>、公園施設として、都市公園の全体計画及び景観への配慮がなされ、かつ、当該都市公園の機能の増進に資すると認められる場合に限り許可するものとする。</p> <p>(設置対象公園)</p> <p>第4条 集会所の設置を認めることができる都市公園は、住区基幹公園又は都市緑地のうち、面積が<u>1万平方メートル</u>を超えるものとする。ただし、次に掲げる場合は認めないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(設置に関する調整)</p> <p>第8条 複数の自治会等の区域に接する都市公園又は都市公園の利用圏と自治会等の区域が一致しない都市公園に集会所を設置しようとする場合は、法第5条第1項の規定による設置許可の申請をする前に集会所の設置の許可を受けようとする者が<u>当該自治会等の間で調整を行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2</u> （略）</p> <p><u>3</u> 集会所を設置しようとする都市公園周辺の住民に対し、十分な周知を行い、その意見を検討の上、反映するよう努めること。</p> <p><u>4・5</u> （略）</p> <p><u>6</u> 都市公園の利用者の利便に供する機能を有しており、その利用対象者を制限しないこと。</p> <p><u>7・8</u> （略）</p> <p><u>9～11</u> （略）</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2</u> 集会所を設置しようとする都市公園以外に適地を求められない場合に限ること。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> 集会所を設置しようとする都市公園周辺の住民の理解を得ていること。</p> <p><u>5・6</u> （略）</p> <p><u>7</u> 都市公園の利用者の利便に供する機能を有しており、その利用に制限がないこと。</p> <p><u>8・9</u> （略）</p> <p><u>10</u> 建築基準法等関係法令に適合していること。</p> <p><u>11～13</u> （略）</p>

新	旧
<p>別表第2（第6条、第12条関係）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>愛護会等を組織し、集会所が設置されている都市公園の清掃、除草等の管理を行うこと。この場合において、愛護会等が管理を行う範囲は、2,500平方メートル以上（当該集会所の敷地面積を含む。）とすること。ただし、都市公園の自然的条件その他の事情から市長が特に認めるときは、市と集会所設置者が協議して定める範囲とする。</u></p> <p>6（略）</p> <p>7 <u>駐車スペースを設ける場合は、特定車両の専用駐車場にしないこと。</u></p> <p>8 <u>集会所利用に伴う路上駐車が発生しないよう対策を講じること。</u></p> <p>9～11（略）</p> <p><u>備考 第5項における愛護会等が管理を行う範囲においては、市は、清掃、除草等の管理を行わないものとする。</u></p>	<p>別表第2（第6条、第12条関係）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>愛護会等を組織し、集会所周辺の清掃等の管理を実施すること。</u></p> <p>6（略）</p> <p>7 駐車スペースを特定車両の専用駐車場にしないこと。</p> <p>8～10（略）</p>

新	旧
別表第3（第15条関係） 副市長 都市部長 都市計画課長 公園緑地課長  自治人権推進課長	別表第3（第15条関係） 副市長 都市部長 都市計画課長 公園緑地課長 <u>建築指導課長</u> 自治人権推進課長

附 則（令和×年×月×日決裁佐公第×号）

この要綱は、決裁の日から施行する。